

○御嵩町公共工事等の発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する要領

平成13年5月28日

訓令甲第13号

改正 平成16年12月28日訓令甲第25号

令和2年3月26日訓令甲第26号

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）の規定による公共工事等の発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表について、必要な手続等を定めるものとする。

(令2訓令甲26・一部改正)

(定義)

第2条 この要領において「公共工事」とは、御嵩町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に関連する測量、設計又は地質調査等委託業務をいう。

(令2訓令甲26・一部改正)

(発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 令第5条第1項の規定による公表は、公共工事等発注予定表（別記様式第1号。以下「発注予定表」という。）の閲覧により行うものとする。

2 前項の公表は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後速やかに行うものとする。

3 第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項は、毎年度、10月1日を目途に見直し、当該事項に変更がある場合には、見直し後速やかに、変更後の当該事項を発注予定表の閲覧により公表するものとする。

4 第1項及び前項の規定による閲覧の期間は、公表の日から当該年度の3月31日までとする。

(令2訓令甲26・一部改正)

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 令第7条第1項の規定による公表は、入札参加資格者名簿（別記様式第2号）及び御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号）の閲覧により行うものとする。

2 令第7条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合に従い、当該各号に規定する書類の閲覧により行うものとする。

(1) 一般競争入札又は指名競争入札を実施した場合 入札執行結果公表一覧表（別記様式第3号）

(2) 随意契約をした場合 随意契約報告書（別記様式第4号）

3 令第7条第3項の規定による公表は、契約内容変更報告書（別記様式第5号）

の閲覧により行うものとする。

4 前3項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合に従い、当該各号に規定するとき以後速やかに行うものとする。

(1) 第1項の公表をする場合 当該公表に関する事項を定め、若しくは作成し、又は変更したとき

(2) 第2項の公表をする場合 当該公表に関する契約を締結したとき

(3) 第3項の公表をする場合 契約内容を変更したとき

5 第1項から第3項までの規定による閲覧の期間は、閲覧に供した日から起算して1年間が経過する日の属する年度末までとする。

(平16訓令甲25・一部改正)

(閲覧場所及び時間)

第5条 前2条に規定する閲覧の場所は、契約を担当する課（以下「契約担当課」という。）の窓口とする。

2 閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

(1) 閲覧日 1月4日から12月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時まで

(閲覧の方法)

第6条 閲覧をしようとする者は、閲覧者名簿（別記様式第6号）に必要な事項を記載するものとする。

2 閲覧に供されている書類（以下「閲覧書類」という。）は、閲覧場所以外に持ち出さないものとする。

3 閲覧は、職員の指示に従い、指定の場所で行うものとする。

4 閲覧者は、閲覧書類を汚損することのないよう注意するものとする。

(発注予定表の提出)

第7条 公共工事等についての予算を所掌する課（以下「公共工事担当課」という。）は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日以後3日以内）までに、発注予定表を契約担当課に提出するものとする。

2 公共工事等担当課は、前項の規定により提出した発注予定表の内容に変更があった場合又は提出後に新たな公共工事の発注の見通しが生じた場合は、速やかに発注予定表を契約担当課に提出するものとする。

(令2訓令甲26・一部改正)

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成13年度に発注する公共工事から適用する。

附 則（平成16年訓令甲第25号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

(御嵩町建設工事に関連する委託業務入札執行結果等公表規程の廃止)

- 2 御嵩町建設工事に関連する委託業務入札執行結果等公表規程（平成13年訓令甲第14号）は、廃止する。

附 則（令和2年訓令甲第26号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。